

## 新潟県立看護大学大学院学位規程

(平成 18 年 9 月 11 日規程第 2 号)

改正 平成 21 年 4 月 1 日

改正 平成 24 年 9 月 6 日

改正 平成 30 年 4 月 1 日

改正 令和 3 年 4 月 1 日

### (目的)

第 1 条 この規程は、学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 13 条及び新潟県立看護大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 36 条第 4 項の規定に基づき、新潟県立看護大学大学院（以下「大学院」という。）において授与する学位に関し、必要な事項を定める。

### (学位の種類)

第 2 条 大学院において授与する学位は、修士（看護学）、博士（看護学）とする。

### (学位授与の要件)

第 3 条 修士の学位は、大学院学則で定める博士前期課程を修了した者に授与する。

2 博士の学位は、大学院学則で定める博士後期課程を修了した者に授与する。

3 前項に定めるもののほか、博士の学位は、大学院学則第 36 条第 3 項に定めるところにより、博士論文の審査に合格し、かつ、博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に授与することができる。

### (学位論文の提出)

第 4 条 学位の授与を受けようとする者は、学位論文審査申請書及び学位論文を、研究科長に提出するものとする。

2 前項に規定するもののほか、学位論文の審査申請に必要な書類は別に定める。

3 前条第 3 項の規定により学位の授与を受けようとする者は、前 2 項に定める書類に学位論文審査手数料を付して研究科長に提出するものとする。

4 前項の規定に関わらず、本大学院博士後期課程に修業年限（大学院学則第 11 条第 2 項により長期にわたる教育課程の履修を認められた者については、当該認められた期間）以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学してから 1 年以内に学位論文を提出したときは、学位論文審査手数料を免除することができる。

5 第 3 項の規定により受理した学位論文及び学位論文審査手数料は、返還しない。

### (学位論文の審査)

第 5 条 前条第 1 項又は第 3 項の規定により研究科長が学位論文の申請を受理したときは、研究科委員会に審査を付託する。

### (審査委員会)

第6条 前条の規定により研究科委員会に学位論文の審査が付託されたときは、研究科委員会は、別に定める審査委員により構成する審査委員会を設けて当該論文の審査を行う。

2 研究科委員会は、学位論文の審査にあたって必要があるときは、他の大学の大学院等の教員等を審査委員に加えることができる。

(論文の審査、最終試験及び学力の確認)

第7条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を行う。

2 第4条第3項に定める学位論文を提出して学位の授与を受けようとする者については、前項の最終試験に加え、外国語について学力の確認を行うものとする。ただし、本大学院博士後期課程に修業年限（大学院学則第11条第2項により長期にわたる教育課程の履修を認められた者については、当該認められた期間）以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が退学してから3年以内に学位論文を提出したときは、研究科委員会の議を経て、学力の確認を行わないことができる。

3 学位論文の審査、最終試験及び学力の確認は、別に定める学位論文の審査に関する規程に基づいて行うものとする。

4 第4条第1項の規定により提出された学位論文の審査及び最終試験は、毎年2月末日までに行うものとする。ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会の議を経て、その時期を別に定めることができる。

5 第4条第3項の規定により提出された学位論文の審査及び最終試験は、学位論文の申請を受理した日の属する年度内に終了しなければならない。

(審査委員会の報告)

第8条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を終了したときは、すみやかに論文審査の要旨に最終試験の成績を添え、研究科委員会に文書で報告しなければならない。

(議決)

第9条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位論文の審査と最終試験の可否及び学位を授与すべきか否かについて議決する。

2 前項の議決をする場合は、挙手により行うこととし、研究科委員会規程第6条各項の方法により議決する。

(審議結果の報告)

第10条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、その結果を文書で学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第11条 学長は前条の報告に基づき、学位を授与すべきものと決定した者には所定の学位記を授与し、学位を授与できないものと決定した者には、その旨通知する。

2 学位記の様式は、別紙様式第1号（博士前期）、別紙様式第2号（博士後期）及

び別紙様式第3号（論文博士）とする。

3 学位記の交付は、学位交付簿（別紙様式第4号）により行う。

（学位授与の報告）

第12条 学長は、博士の学位を授与したときは、博士の学位を授与した日から3か月以内に学位授与報告書を文部科学大臣に報告する。

（博士論文等の公表）

第13条 大学院は、博士の学位を授与した日から3か月以内に当該博士の学位論文に係る論文内容及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表することとし、本学の機関リポジトリの利用により行うものとする。

2 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に当該博士論文の授与に係る論文の全文を公表するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次のやむを得ない事由がある場合は、当該博士論文の全文に代えその内容を要約したものを公表することができる。

(1) 立体形状による表現を含む等の事由により、インターネットの利用により公表することができない内容を含む場合

(2) 著作権保護、個人情報保護の事由により、博士の学位を授与された日から1年を超えてインターネットの利用により公表できない内容を含む場合

(3) 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が、博士の学位を授与された日から1年を超えて生じる場合

（学位名称の使用）

第14条 大学院において学位の授与を受けた者が学位の名称を用いるときは、新潟県立看護大学から授与された旨を付記するものとする。

（学位授与の取消）

第15条 学位を授与された者が、不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚す行為があったときは、学長は研究科委員会の議を経て、学位を取消し、学位記を返還させる。

2 研究科委員会において、前項の議決をするには、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

（学位記の再交付）

第16条 学位記の再交付を受けようとするときは、その理由を添え、学長に願い出なければならない。

（その他）

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は研究科委員会において別に定め

る。

附 則

この規程は、平成 18 年 9 月 11 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 9 月 6 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 29 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別紙様式第1号（第11条第2項関係）

看護大学院修第 号

学 位 記

本籍（都道府県）

氏名

年 月 日生

本学大学院看護学研究科看護学専攻の博士前期課程において所定の単位を修得し  
学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士（看護学）の学位を授与する

平成 年 月 日

新潟県立看護大学

大学印

別紙様式第2号（第11条第2項関係）

看護大院博甲第 号

学 位 記

本籍（都道府県）

氏名

年 月 日生

本学大学院看護学研究科看護学専攻の博士後期課程において所定の単位を修得し  
学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（看護学）の学位を授与する

平成 年 月 日

新潟県立看護大学

大学印

別紙様式第3号（第11条第2項関係）

看護大院博乙第 号

学 位 記

本籍（都道府県）

氏名

年 月 日生

本学に学位論文を提出しその審査及び試験に合格しかつ所定の学力を有するものと認めためたので博士（看護学）の学位を授与する

平成 年 月 日

新潟県立看護大学

大学印

